

平成29年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
(「制度導入適否」に係る審査)

1 開催日時 平成29年5月12日(金) 11:35～

2 開催場所 青森市役所本庁舎2階庁議室

3 対象施設 健康の森花岡プラザ、花岡公園、花岡農村環境改善センター

4 出席者

(1) 選定評価委員 委員長 横内 修(市民政策部理事次長事務取扱)
委員 岸田 耕司(財務部次長)
委員 長井 道隆(都市整備部次長)
委員 池田 享誉(青森公立大学准教授)
委員 佐々木 信一(東北税理士会青森支部税理士)

(2) 施設所管課(健康福祉課) 課長 花田 清志
副参事 櫻庭 勝
主事 石村 直樹
" (都市整備課) 課長 小笠原 聡
主幹 川村 正樹
主査 山内 雄二
" (農地林務課) 課長 藤田 孝一
主幹 福岡 茂
主査 兼平 しのぶ
(3) 制度所管課(政策推進課) 課長 船橋 正明
主幹 高野 新
主事 畑井 裕樹

5 欠席者

選定評価委員 副委員長 加藤 文男(総務部理事次長事務取扱)
委員 工藤 裕司(教育委員会事務局理事教育次長事務取扱)

6 案件 指定管理者制度導入適否について

7 審査結果 以下のとおり(1)～(4)については、全委員異議なく全会一致で了承されたが、(5)については5月16日(火)に再審査となった。

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 制度導入の適否 | 適 |
| (2) 指定期間 | 5年間(平成30年度～) |
| (3) 利用料金制 | 健康の森花岡プラザについて導入 |
| (4) 募集形態 | 公募 |
| (5) グルーピングの適否 | 再審査 |

8 主な質疑内容

(委員)

花岡プラザの利用料金について、基準額に0.7を乗じて得た額から1.3を乗じて得た額までの範囲内としているが、募集の段階ではあくまでも現行の使用料で提案してもらい、指定管理者が利用料金を変更しようとする場合は、その範囲内の金額で、市長の承認を得なければならないということで良いか。

(施設所管課)

その通りである。

(委員)

花岡公園の使用許可事務は指定管理者が行うのか。

(施設所管課)

使用許可事務は指定管理者に行ってもらい、使用料の徴収は市が行う。

(委員)

何故、徴収事務を委託しないのか。

(施設所管課)

年間を通じての使用料は、桜まつりの際の公園内での出店料1千円のみだからである。

(委員)

花岡農村環境改善センターについて、使用料徴収は市が行うこととしているが、何故、指定管理者が行わないのか。

(施設所管課)

今の時点では、市が直接徴収することを考えているが、他の施設との兼ね合いをみながら考えていきたい。

(委員)

花岡プラザについて、利用料金制の導入が指定管理者のインセンティブとなり得ることだが、どのような効果が期待できるのか。

(施設所管課)

休日は多くの方に利用いただいているが、平日は休日と比較すると利用者の差が結構あるので、平日における利用者を増やすことは可能である。よって、仕事をしている方は難しいかもしれないが、高齢者の方々が利用できるイベントを行えば平日の利用者が増え、利用料の増収に繋がるものと考えている。

(委員)

改善センターについて、施設の性格上、本来であれば地域住民に非公募でという位置づけになるが、今回、非公募にしない理由は何か。

(施設所管課)

農村環境改善センターについては、同地区に地域コミュニティの拠点となる施設があることもあり、他の市民センターや改善センターと異なり、コミュニティ意識の醸成や地域住民による主体的な活動の促進など、地域住民に特化した施設として限定的に活用される施設ではない。また、施設の活用実態やグルーピングによる効率化を踏まえば、当該施設を「公募」とすることと、「非公募」としている類似施設における事例との整合性は担保されるものとする。

(委員)

健康の森一帯の賑わいを創出するイベントは今まで行われていなかったようだが募集要項においてイベントの提案は必須とするのか。

(施設所管課)

その通りである。

(委員)

健康の森一帯の賑わいを創出するということであれば、湿生花園と西山公園も今回の指定管理者制度導入に含むべきではないか。

(施設所管課)

3施設から離れていることや、公園を3つ管理するのは指定管理者の負担が大きいと考え、除外したものである。

(委員)

健康の森一帯の賑わいを創出するのであれば、やはり湿生花園と西山公園も含めるべきであると思う。

(委員)

5月16日に持ち越しとするので、先の意見について検討していただき、再度説明していただくこととする。